

国海環第162号
令和7年12月1日

別紙関係団体担当理事等 殿

海事局長（公印省略）

二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領の一部改正について

国際航海に従事する船舶からの二酸化炭素の放出については、国際海事機関（IMO）において、海洋汚染防止条約附属書VIに基づき国際的な規制が行われています。国際海運全体の燃費改善を促進するため、一定以上の載貨重量等の国際航海に従事する船舶からの二酸化炭素放出の燃費実績を確認し、その結果に応じて格付けするCII評価を行うことが定められており、我が国ではこの規制を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の体系に取り入れています。

令和6年10月に開催された第82回海洋環境保護委員会（MEPC82）において、燃料油消費実績収集方法等確認書の様式の改正を内容とするガイドラインの改正が採択されました。また、二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部を3年ごとに見直すことが海洋汚染等防止法検査心得に規定され、見直しを行った際は二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書（以下、「CoC-PartIII」といいます。）の「二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部の改訂日（該当する場合）」欄に変更の確認を行った日付を記載することが二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領に定められていますが、今般、二酸化炭素放出実績指標（CII）の見直しを行った際は新たにCoC-PartIIIを交付することとすること等を定めるため、標記通達の一部を別添のとおり改正することといたしましたので、ご了知頂きますようお願ひいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願ひいたします。

○二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
IV 事務取扱要領関係	IV 事務取扱要領関係	
第1章～第6章 (略)	第1章～第6章 (略)	
7章 二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書の記載	7章 二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書の記載	
(略)	(略)	
【二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書】	【二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書】	
1～6 (略)	1～6 (略)	
7. 「二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部の改訂日(該当する場合)」欄については、初めて二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書の交付を受ける船舶の場合には、記載を要しない。 既に二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書の交付を受けているものについて、1章.7の申請により、技術基準省令第47条第1項第6号の二酸化炭素放出実績指標に関する事項の変更の確認を行った場合には、 <u>同欄へ当該確認を行った日付を記載し、新規に二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書を交付すること。</u>	7. 「二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部の改訂日(該当する場合)」欄については、初めて二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書の交付を受ける船舶の場合には、記載を要しない。 既に二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書の交付を受けているものについて、1章.7の申請により、技術基準省令第47条第1項第6号の二酸化炭素放出実績指標に関する事項の変更の確認を行った場合には、 <u>同欄へ当該確認を行った日付を記載すること。</u>	
(略)	(略)	
○ 様式	○ 様式	
第1号様式～第4号様式 (略)	第1号様式～第4号様式 (略)	
第5号様式 番号 第 号 No. _____ 燃料油消費実績収集方法等確認書 CONFIRMATION OF COMPLIANCE - SEEMP PART II (略) MEPC決議 <u>395(82)</u> により採択された二酸化炭素放出抑制航行手引書 (SEEMP)の作成のための <u>2024</u> 年のガイドラインを考慮し、この船舶の SEEMPが作成されており、かつ、条約附属書VI第 <u>26</u> 規則2に適合しているこ	第5号様式 番号 第 号 No. _____ 燃料油消費実績収集方法等確認書 CONFIRMATION OF COMPLIANCE - SEEMP PART II (略) MEPC決議 <u>282(70)</u> により採択された二酸化炭素放出抑制航行手引書 (SEEMP)の作成のための <u>2016</u> 年のガイドラインを考慮し、この船舶の SEEMPが作成されており、かつ、条約附属書VI第 <u>22</u> 規則2に適合しているこ	

と。 Taking into account <u>2024</u> Guidelines for the development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) adopted by resolution MEPC. <u>395(82)</u> , the ship's SEEMP has been developed and complies with regulation <u>26.2</u> of Annex VI of the Convention. (略)	こと。 Taking into account <u>2016</u> Guidelines for the development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) adopted by resolution MEPC. <u>282(70)</u> , the ship's SEEMP has been developed and complies with regulation <u>22.2</u> of Annex VI of the Convention. (略)	
第6号様式 番号 第 号 No. 二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書 CONFIRMATION OF COMPLIANCE - SEEMP PART III (略) MEPC決議 <u>395(82)</u> により採択された二酸化炭素放出抑制航行手引書 (SEEMP)の作成のための <u>2024</u> 年のガイドラインを考慮し、この船舶の SEEMPが作成されており、かつ、条約附屬書VI第26規則3.1に適合している こと。 Taking into account the <u>2024</u> Guidelines for the development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) adopted by resolution MEPC. <u>395(82)</u> , the ship's SEEMP has been developed and complies with regulation 26.3.1 of Annex VI of the Convention. (略)	第6号様式 番号 第 号 No. 二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書 CONFIRMATION OF COMPLIANCE - SEEMP PART III (略) MEPC決議 <u>346(78)</u> により採択された二酸化炭素放出抑制航行手引書 (SEEMP)の作成のための <u>2022</u> 年のガイドラインを考慮し、この船舶の SEEMPが作成されており、かつ、条約附屬書VI第26規則3.1に適合している こと。 Taking into account the <u>2022</u> Guidelines for the development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) adopted by resolution MEPC. <u>346(78)</u> , the ship's SEEMP has been developed and complies with regulation 26.3.1 of Annex VI of the Convention. (略)	
(略)	(略)	
○ 記入例	○ 記入例	
(略)	(略)	
番号 第 号 No.1 燃料油消費実績収集方法等確認書 CONFIRMATION OF COMPLIANCE - SEEMP PART II	番号 第 号 No.1 燃料油消費実績収集方法等確認書 CONFIRMATION OF COMPLIANCE - SEEMP PART II	

<p>(略)</p> <p>MEPC決議<u>395(82)</u>により採択された二酸化炭素放出抑制航行手引書 (SEEMP) の作成のための<u>2024</u>年のガイドラインを考慮し、この船舶の SEEMPが作成されており、かつ、条約附属書VI第<u>26</u>規則2に適合していること。</p> <p>Taking into account <u>2024</u> Guidelines for the development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) adopted by resolution MEPC. <u>395(82)</u>, the ship's SEEMP has been developed and complies with regulation <u>26. 2</u> of Annex VI of the Convention.</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>MEPC決議<u>282(70)</u>により採択された二酸化炭素放出抑制航行手引書 (SEEMP) の作成のための<u>2016</u>年のガイドラインを考慮し、この船舶の SEEMP が作成されており、かつ、条約附属書VI第<u>22</u>規則2に適合していること。</p> <p>Taking into account <u>2016</u> Guidelines for the development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) adopted by resolution MEPC. <u>282(70)</u>, the ship's SEEMP has been developed and complies with regulation <u>22. 2</u> of Annex VI of the Convention.</p> <p>(略)</p>	
<p>(記入例)</p> <p>番号 第 号 No. 1</p> <p>二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書 CONFIRMATION OF COMPLIANCE - SEEMP PART III</p> <p>(略)</p> <p>MEPC決議<u>395(82)</u>により採択された二酸化炭素放出抑制航行手引書 (SEEMP) の作成のための<u>2024</u>年のガイドラインを考慮し、この船舶の SEEMPが作成されており、かつ、条約附属書VI第26規則3. 1に適合していること。</p> <p>Taking into account the <u>2024</u> Guidelines for the development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) adopted by resolution MEPC. <u>395(82)</u>, the ship's SEEMP has been developed and complies with regulation 26. 3. 1 of Annex VI of the Convention.</p> <p>(略)</p>	<p>(記入例)</p> <p>番号 第 号 No. 1</p> <p>二酸化炭素放出抑制航行手引書第3部適合確認書 CONFIRMATION OF COMPLIANCE - SEEMP PART III</p> <p>(略)</p> <p>MEPC決議<u>346(78)</u>により採択された二酸化炭素放出抑制航行手引書 (SEEMP) の作成のための<u>2022</u>年のガイドラインを考慮し、この船舶の SEEMP が作成されており、かつ、条約附属書VI第26規則3. 1 に適合していること。</p> <p>Taking into account the <u>2022</u> Guidelines for the development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) adopted by resolution MEPC. <u>346(78)</u>, the ship's SEEMP has been developed and complies with regulation 26. 3. 1 of Annex VI of the Convention.</p> <p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	